

「職長教育」の補完教育および新規の受講について

1. 職長（RST）教育（新規）の受講について

労働安全衛生法では、電気工事業における職長（現場監督者、監視者）に対し安全衛生についての教育を行う事を義務付けていることから、従事者ランクの新規認定要件に職長教育の受講が必須となっている。（計器工事のみに従事する者は受講を推奨）

2. RST 取得者による補完教育（5年経過毎）の受講について

平成29年2月、厚生労働省労働基準局長より、「建設業に従事する職長等の能力向上教育に準じたカリキュラム」が具体的に示されたことから、中部電気工事協力会連合会の会議にて今後の取り組みについて議論した結果、RST 取得者による補完教育の実施については、安全確保のためにも取り組むべき課題とし、2年の猶予期間を設けて実施していくことになった。

※1年後に実績を調査し、2年の猶予期間終了後に補完教育の未受講者に対して、引込工事センター直営班・協力工事店の契約継続について検討する。

3. 各電気引込工事センターの受講希望者数

センター名	補完教育（人）	新規（人）	備考
静岡	200	20	
清水	116	32	
藤枝	159	23	4/20～21に藤枝センターにて新規の教育を開催予定
掛川	241	27	
浜松	500	90	
合計	1,216	192	

4. 受講方法について

(1) 建設業労働災害防止協会が開催する教育を受講（別紙参照）

- ・〈新規〉受講料 15,860円/1人（テキスト代、昼食代2日分込）
- ・〈補完〉受講料 10,000円程度/1人（テキスト代、昼食代込）

(2) 県協力会にて講師を手配または紹介

- ・建設業労働災害防止協会に講師を依頼（費用1人あたり10,000円程度、定員50名）
- ・中部電気保安協会へ講師を依頼

(3) 各電気引込工事センターにて、講師および会場等を手配し各自で計画実施する。

資料No. 1 中部電力(株)
委託作業安全推進会議および取締役会
平成30年 3月28日

平成30年3月吉日

電気工事店 各位

中部電力株式会社

屋外用計器箱2L型の仕様変更について

屋外用計器箱2L型について、スマートメーターの取付・取替作業の作業性向上を目的に仕様を変更したことから、下記のとおり周知いたします。

1 仕様変更点

	現行計器箱2L型	新型計器箱2L型
外観		
色	ライトグレー、アイボリー	ライトグレー、アイボリー
外寸	高さ 563 mm×深さ 179 mm×幅 268 mm	高さ 563 mm×深さ 180 mm×幅 278 mm
特徴および 施工方法	<ul style="list-style-type: none"> SM250A 取付時、内板の取付が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> フリープレート式で、計器等の取付箇所を自由に選定可能です。 計器箱における「※」の箇所が取外し可能であるため、隠ぺい配線においても計器から配線を取外すことなく計器箱の取替が可能です。 SM250A 取付時、<u>内板の取付が不要</u>です。

書式変更: フォント: 9 pt

書式変更: 行間: 最小値 0 pt

2 変更時期

平成30年3月21日以降、メーカー在庫が無くなり次第、変更いたします。

3 支払

本仕様変更に伴う支払に変更はございません。

以 上

電気工事店 各位


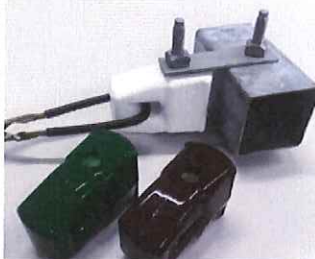
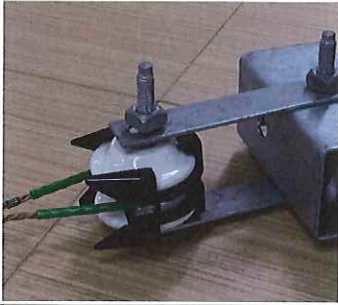
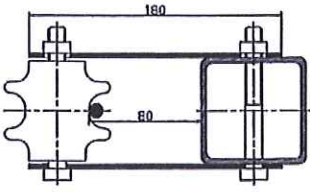
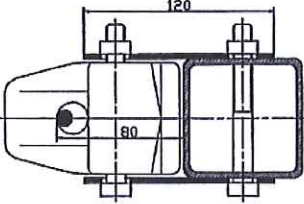
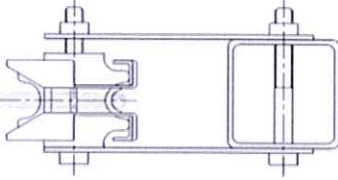
中部電力株式会社

低圧用引留グリップを使用する低圧線施設箇所の用品変更について

低圧用引留グリップを使用する低圧線施設箇所において、現在採用している低圧引留樹脂がいしに比べ、経済性に優れた用品として、低圧引留がいしに低圧用引留グリップと組み合わせて使用する「低圧用引留グリップアダプター」に変更しますので、お知らせいたします。

記

1 変更内容

	変更前		変更後
	低圧引留がいし	低圧引留樹脂がいし	低圧用引留グリップアダプター
形状 写真			
施工 イメージ			

<備考>

低圧用引留グリップアダプターは、金属柱・金属柱以外は問わず、低圧用引留グリップを使用する低圧線施設箇所（共同地線を含む）に適用します。

2 適用開始日

低圧引留樹脂がいしの在庫品がなくなり次第。

3 留意事項

本対策用品は、外線工事（低圧線工事）に適用するものであり、引込線工事は現行どおり、低圧引留がいしおよび小ストラップを使用するため、運用に変更はございません。

災害発生防止の観点から、引き続き胴綱の使用および検電の実施を徹底いただきますようお願いいたします。

以上

平成30年度上期委託作業安全推進会議議事

席次

<p>1 議題</p> <p>(1) 平成29年下期配電部門災害発生状況 ならび平成29年度下期安全/トラブル結果について</p> <p>資料No1～5 中部電力株式会社 静岡支店 山下副長</p> <p>(2) 平成29年度協力会安全管理基本計画(最終報告)について</p> <p>資料No6 株式会社静岡県電気工事協力会 村松副参与</p> <p>(3) 各センター教育訓練実施状況について</p> <p>資料No7 株式会社静岡県電気工事協力会 各センター代表者</p> <p>(4) 平成29年度下期安全/トラブル結果について</p> <p>資料No8 株式会社静岡県電気工事協力会 村松副参与</p> <p>(5) 平成30年度協力会安全管理基本計画について</p> <p>資料No9 株式会社静岡県電気工事協力会 村松副参与</p> <p>(6) 共有化情報 ・木柱倒壊による墜落事象(個別請負工事)について</p> <p>資料No10 中部電力株式会社 静岡支店 山下副長</p>	<p>松田副社長</p> <p>松本社長</p> <p>高橋主査 (司会)</p> <p>横山委員 (中部電力 配電運営課長)</p>	<p>山下委員 (中部電力 配電運営課副長)</p> <p>村松幹事 (中部電力 配電運営課担当)</p> <p>佐野委員 (中部電力 NW営業G副長)</p> <p>石島幹事 (中部電力 NW営業G担当)</p> <p>大石監査</p> <p>大田監査</p>
<p>法月副主査</p> <p>藤田幹事</p> <p>神委員</p> <p>中山委員</p> <p>青木委員</p> <p>北畑委員</p> <p>鈴木委員</p> <p>篠崎委員</p> <p>石野委員</p>		

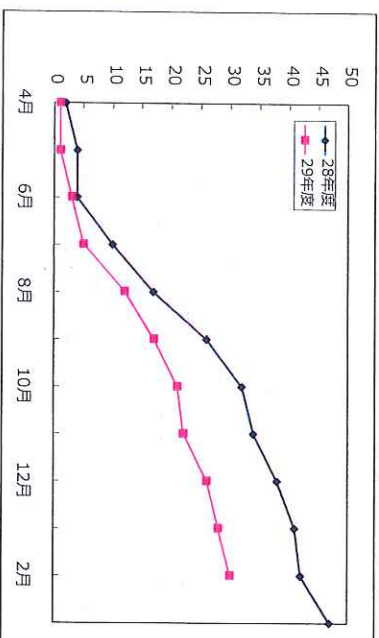
2 挨拶
中部電力株式会社静岡支店 横山配電運営課長

以上

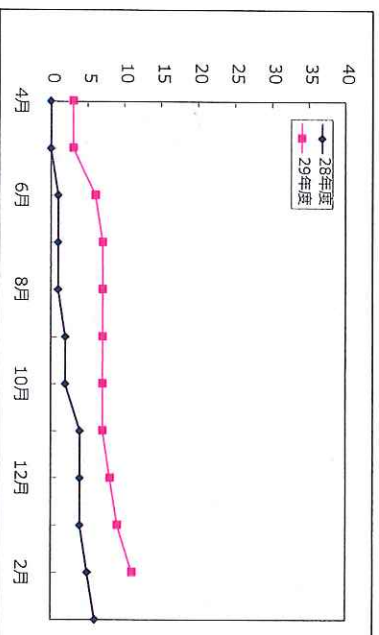
災害発生状況比較（28年度・29年度）

資料No. 2 中部電力㈱
委託作業安全推進会議および取組促進会
平成30年 5月28日

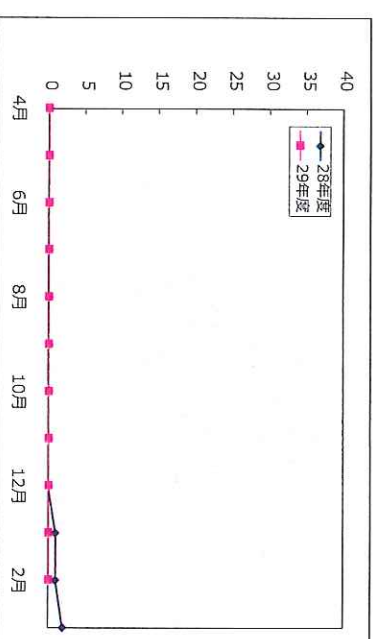
1. 直営



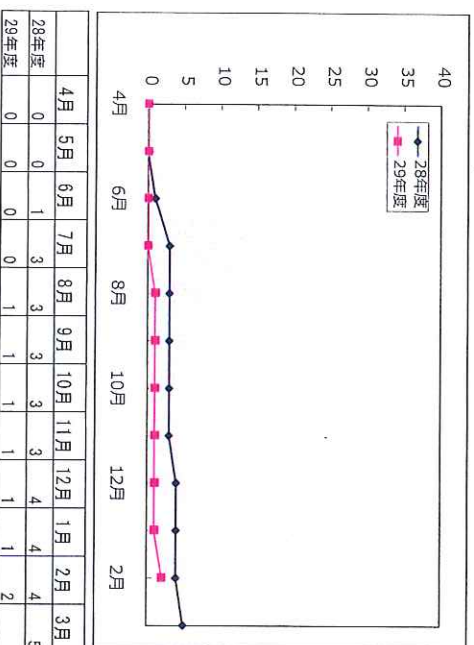
2. トーエネット (架空線)



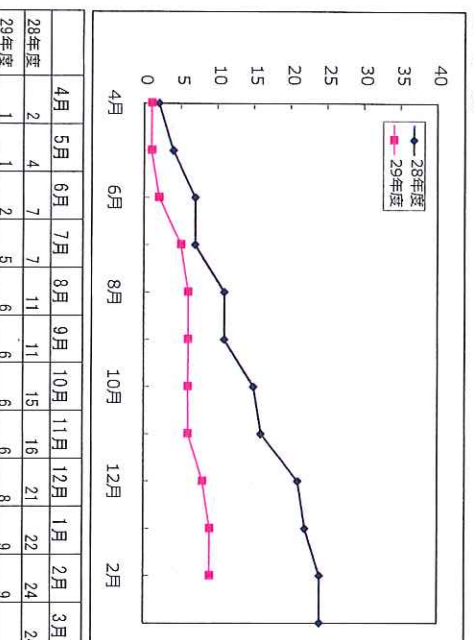
3. 地中線工事会社 (4社)



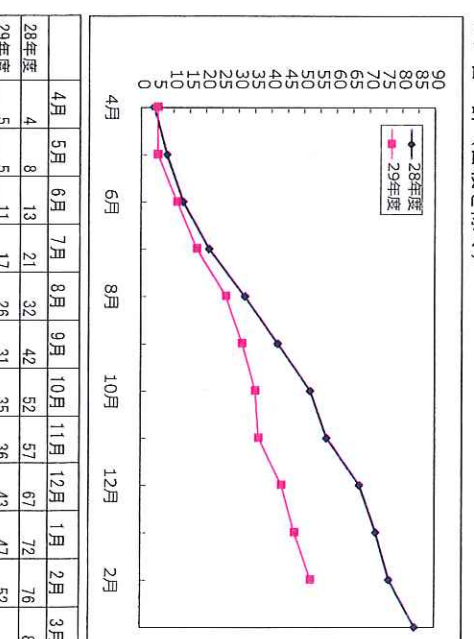
4. 引込委託店等



5. 公衆



6. 合計 (自殺を除く)



平成29年度 全社災害発生状況一覧

資料№ 3 中部電力 委託作業安全推進会議および取組停令
 平成29年 3月28日

1 中部電力災害発生状況

NO	発生日	天候	時間	災害種別	発生概要	店社	発生事業場	発生部署	業態	年齢	経歴1	経歴2	程度	相手起因
1	4月19日	曇	7:55	通勤路上	出勤途中、階段でパランスを崩し足を滑って負傷	長野	電力サービス船	配電建設課	配電	20代	その他	動作反動	不休(要治療)	
2	6月16日	晴	11:15	業務上	訪問したお客さまで犬に咬まれて負傷	名古屋	中村営業所	配電建設課	配電	20代	その他	咬傷	不休(要治療)	
3	6月25日	雨	20:30	業務上	応需業務のため、マシヨシに入ろうとして転倒、負傷	名古屋	北宮営業所	配電運営課	配電	20代	その他	転倒	不休(要治療)	
4	7月21日	曇	10:00	通勤路上	徒歩で帰宅途中、車と接触し転倒負傷	静岡	藤枝営業所	配電運営課	配電	40代	交通	徒歩	不休(要治療)	
5	7月25日	曇	10:30	業務上	作業中に目に異物が入り、負傷	静岡	浜北営業所	配電運営課	配電	50代	その他	その他	不休(要治療)	
6	8月2日	晴	14:00	業務上	現場出向中、蜂に刺されて負傷	名古屋	半田営業所	配電運営課	配電	20代	その他	蜂刺	不休(要治療)	
7	8月8日	小雨	13:40	業務上	現場出向中、蜂に刺されて負傷	長野	諏訪営業所	配電運営課	配電	20代	その他	蜂刺	不休(要治療)	
8	8月9日	晴	14:45	業務上	現場出向中、蜂に刺されて負傷	静岡	清水営業所	配電運営課	配電	50代	その他	蜂刺	不休(要治療)	
9	8月17日	晴	13:15	業務上	収納ボックス移動中、腰を痛めて負傷	長野	松本営業所	配電運営課	配電	30代	その他	動作反動	不休(要治療)	
10	8月17日	晴	14:50	業務上	現場出向中、膝に刺されて負傷	名古屋	津島営業所	配電運営課	配電	50代	その他	蜂刺	不休(要治療)	
11	8月17日	晴	15:40	業務上	現場出向中、膝に刺されて負傷	岐阜	関営業所	配電運営課	配電	20代	その他	蜂刺	不休(要治療)	
12	8月26日	晴	12:58	業務上	電柱の鉄筋を切断中、先端が跳ねて左腕を負傷	三重	高山営業所	配電運営課	配電	20代	その他	脱氷症	不休(要治療)	
13	9月7日	曇	5:18	業務上	現場出向中、車両ドアに指を挟まれ負傷	岐阜	松坂営業所	配電運営課	配電	20代	その他	挟まれ	不休(要治療)	
14	9月18日	雨	6:40	業務上	転倒した際、持っていた鎌で指を切り負傷	長野	加茂営業所	配電運営課	配電	20代	その他	切り	不休(要治療)	
15	9月21日	晴	7:45	通勤路上	自転車にて通勤途中、パランスを崩し転倒	静岡	松本営業所	配電建設課	配電	30代	その他	切り	不休(要治療)	
16	9月21日	晴	7:45	通勤路上	自転車にて通勤途中、パランスを崩し転倒	静岡	島田営業所	配電建設課	配電	20代	交通	自転車	不休(要治療)	
17	9月26日	晴	16:55	業務上	竹伐採作業中、蜂に刺されて負傷	静岡	島田営業所	配電課	配電	40代	その他	蜂刺	不休(要治療)	
18	10月6日	曇	7:25	通勤路上	バスにて通勤途中、後部車に衝突され負傷	名古屋	津島営業所	配電建設課	配電	40代	交通	バス	不休(要治療)	
19	10月10日	晴	10:30	業務上	お客さま訪問時、暴行を受け負傷	岐阜	多治見営業所	配電運営課	配電	20代	その他	暴行	不休(要治療)	
20	10月17日	雨	8:40	通勤路上	私有車で出社中、衝突され負傷	三重	電力サービス部	配電建設課	配電	20代	交通	暴行	不休(要治療)	
21	10月23日	晴	16:05	業務上	伐採作業中、蜂に刺されて負傷	静岡	静岡営業所	配電運営課	配電	20代	その他	蜂刺	不休(要治療)	
22	11月10日	晴	10:45	業務上	電柱にて訓練中、仮足場に倒れ負傷	長野	電力サービス部	配電運営課	配電	10代	その他	衝突され	不休(要治療)	
23	12月3日	晴	13:10	業務上	位探調査中、崖から滑り落ち負傷	三重	津島営業所	配電運営課	配電	40代	その他	転落	不休(要治療)	
24	12月5日	晴	14:20	業務上	訓練中、電線被覆を剥き取る際にナイフで切り負傷	長野	電力サービス部	配電建設課	配電	10代	その他	切り	不休(要治療)	
25	12月12日	晴	10:50	業務上	訓練中、警電機車の扉に指を挟まれ負傷	三重	松坂営業所	配電建設課	配電	40代	その他	挟まれ	不休(要治療)	
26	12月21日	晴	14:15	業務上	移動中、樹木に接触し、かぶれて負傷	静岡	静岡営業所	配電運営課	配電	10代	その他	かぶれ	不休(要治療)	
27	1月11日	晴	8:40	通勤路上	通勤途中、駐車場で転倒し負傷	長野	静岡営業所	木曾福島SS	配電	50代	その他	転倒	軽傷	
28	2月14日	晴	7:25	通勤路上	通勤途中、追突され負傷	静岡	新坂営業所	配電SS	配電	20代	交通	転倒	不休(要治療)	
29	2月14日	晴	15:45	業務上	現場出向中、転倒し負傷	静岡	掛川営業所	配電運営課	配電	20代	その他	転倒	軽傷	

2. トーエネット災害発生状況

NO	発生日	時間	災害種別	発生概要	店社	発生事業場	発生部署	業態	年齢	経歴1	経歴2	程度	相手起因	
1	4月14日	晴	13:55	請負	交通誘導中にカーブレーンに接触した二輪車が激突し負傷	名古屋	緑営業所	配電建設課	配電	50代	交通	二輪	重傷	
2	4月18日	晴	13:27	請負	高圧線の設備改修工事中に従事中、高圧線に感電し死亡	三重	桑名営業所	配電建設課	配電	30代	電気	感電	死亡	
3	4月28日	晴	15:15	請負	計器取替工事を終え、踏み台から降りる際に転倒し負傷	長野	安曇野営業所	大町SS	配電	50代	その他	転倒	重傷	
4	6月13日	晴	15:30	請負	梯子を降りる際、パランスを崩して飛び降り、負傷	名古屋	熟田営業所	配電課	配電	30代	その他	衝突	重傷	
5	6月21日	曇	16:12	請負	低圧線張替工事中、充電部に接触し感電負傷	名古屋	半田営業所	配電建設課	配電	20代	電気	感電	重傷	
6	6月30日	曇	16:00	請負	伐採作業中、胴綱をかけた枝が折れ、墜落し負傷	名古屋	小牧営業所	配電運営課	配電	40代	墜落	感電	重傷	
7	7月4日	曇	13:30	請負	柱上からパランスを落し負傷	静岡	浜松営業所	細江SS	配電	20代	その他	落下	軽傷	
8	12月19日	晴	14:45	請負	現場作業中、ガードレールを踏く際に転倒し負傷	静岡	豊田営業所	配電建設課	配電	40代	その他	転倒	軽傷	
9	1月11日	晴	9:30	請負	交通誘導員が車両にばねられ負傷	三重	鈴鹿営業所	配電建設課	配電	70代	交通	転倒	重傷	
10	2月13日	晴	15:00	請負	電線張替工事中、延線中の電線から墜落し負傷	静岡	浜北営業所	配電課	配電	40代	墜落	四輪	重傷	
11	2月13日	晴	16:15	請負	高所作業車のアース撤去中、腰を痛めて負傷	静岡	静岡営業所	配電建設課	配電	20代	その他	動作反動	軽傷	

平成29年度 全社災害発生状況一覧

3. 地中線業者災害発生状況

NO	発生日	時間	災害種別	発生概要	店社	発生事業場	発生部署	業態	年齢	態様 1	態様 2	程度	相手起因

4. 委託店等災害発生状況

NO	発生日	時間	災害種別	発生概要	店社	発生事業場	発生部署	業態	年齢	態様 1	態様 2	程度	相手起因
1	8月8日	9:15	請負	電灯の調査中、石垣から転落して負傷	長野	諏訪営業所	配電建設課	配電	50代	その他	転落	重傷	
2	1月29日	15:30	請負	伐採関連業務中、転落し負傷	長野	飯田営業所	配電運営課	配電	60代	その他	転落	重傷	

5. 公衆災害発生状況

NO	発生日	時間	災害種別	発生概要	店社	発生事業場	発生部署	業態	年齢	態様 1	態様 2	程度	相手起因
1	4月3日	15:35	業務上	社有車にて走行中、交差点で相手車と衝突し相手方が負傷	名古屋	半田営業所	配電建設課	配電	50代	交通	四輪	不体(公衆加害)	
2	6月19日	9:20	業務上	社有車にて現場出向し交差点で相手車と衝突し負傷	長野	佐久営業所	配電建設課	配電	20代	交通	四輪	不体(公衆加害)	
3	7月3日	9:30	業務上	運転中に眠気を感じ、前方の車両に激突(負傷者2名のため2件扱い)	名古屋	一宮営業所	配電運営課	配電	20代	交通	四輪	軽傷	
4	7月3日	9:30	業務上		名古屋	一宮営業所	配電運営課	配電	20代	交通	四輪	軽傷	
5	7月20日	12:50	業務上	交差点で前車に追突し、相手方負傷	長野	松本営業所	配電運営課	配電	20代	交通	四輪	軽傷	
6	8月7日	11:55	業務上	交差点で前車に追突し、相手方負傷	静岡	浜松営業所	配電運営課	配電	20代	交通	四輪	軽傷	
7	11月22日	10:55	業務上	現場出向中、前車に追突し、相手方が負傷	岐阜	岐阜営業所	配電建設課	配電	20代	交通	四輪	不体(公衆加害)	
8	12月15日	14:50	業務上	現場出向中、交差点で自軽車と衝突し、相手方が負傷	名古屋	一宮営業所	配電運営課	配電	40代	交通	四輪	不体(公衆加害)	
9	1月17日	9:45	業務上	現場出向中、停車中の前車に追突し、相手方負傷	長野	佐久営業所	配電建設課	配電	20代	交通	四輪	不体(公衆加害)	

平成29年度 災害発生詳細状況 (参考)

資料No. 4 中部電力㈱
委託作業安全推進会議および取締役会
平成30年 3月28日

1 中部電力災害発生状況

No.1		概 要
発生 年月日	4/19	<p><発生状況></p> <p>1 7:55頃 本人は、出勤のため電車にて事業場最寄り駅に到着し降車後、地下通路から地上に出るため、小走りで階段を上りはじめた。</p> <p>2 本人は、階段の2段目に右足を乗せようとした時、靴のつま先が階段に引っ掛かり、バランスを崩して右側の壁に寄り掛かった。</p> <p>3 その際、本人は右足首を捻り、痛みを感じた。</p> <p>4 本人は、地上まで上がり近くの公園のベンチに座って、右足首の状態を確認したところ、歩行に支障があったため、会社と連絡した。</p> <p>5 本人は、痛みと腫れがあることから 上長の指示により病院に行き診療を受けた。</p> <p><服装></p> <p>革靴、スーツ、ワイシャツ</p> <p>※手には何も持たず、リックサックを 背負っていた。</p>
支店	長野	
営業所	電力サービス部	
事故 種別	傷害	
災害 程度	不休	
年齢	20代	

No.2		概 要
発生 年月日	6/16	<p><発生状況></p> <p>1 11:05頃 本人は、ボリ管取り付けの事前調査のため、単独にて当該お客さま宅に到着した。</p> <p>2 本人は、お客さまに工事内容および調査場所の説明を行うため、お客さま宅の玄関へ向かった。</p> <p>3 その際、犬が吠えたため、すだれ付近にて鎖につながれた犬がいることを把握した。</p> <p>4 本人は、鎖の長さが約1m程であることを確認したうえで注意しながら玄関へ向かった。</p> <p>5 11:15頃 お客さまへの説明を完了し、調査場所へ向かう際、犬の存在を失念していたため、犬小屋寄り歩いていたら、すだれの下から犬が飛び出し、後方から左足脛付近を咬まれた。</p> <p>6 本人は会社およびお客さまへ報告した。</p> <p>7 13:00頃 本人は上長と共に病院を受診し、左足咬傷と診断された。</p> <p><先方談></p> <p>普段はおとなしく人に噛みついたことはない。</p> <p><服装></p> <p>・上下作業制服、編み上げ靴</p> <p><犬の状況></p> <p>・雑種 (柴犬ほどの中型)</p> <p>・狂犬病予防接種済み</p>
支店	名古屋	
営業所	中村	
事故 種別	傷害	
災害 程度	不休	
年齢	20代	

No.3		概 要
発生 年月日	6/25	<p><発生状況></p> <p>1 9:00頃 本人は応需業務7件を持ち、社有車にて単独で営業所を出発した。</p> <p>2 10:30頃 4件目の作業現場へ向かうため、当該マンション敷地内を歩いていた。</p> <p>3 本人は、通路からエントランスに入るため左に向きを変えた際に、左足を滑らせて左側に転倒し、その際、左膝を地面に強打した。(通路は濡れていた)</p> <p>4 本人は、痛みを感じたが、業務に支障がないと判断し作業を継続し、終日勤務した。</p> <p>5 翌日になり、痛みが引かないため病院で診察した結果、左膝、膝蓋骨のひびおよび脱臼と診断された。</p> <p>6 本人は、診断結果を上長に報告した。</p> <p><服装></p> <p>・保安帽、作業服上下、編み上げ靴</p> <p><持ち物></p> <p>・伝票はさみ</p>
支店	名古屋	
営業所	北	
事故 種別	傷害	
災害 程度	怪傷	
年齢	20代	

No.4		概 要
発生 年月日	7/21	<p><発生状況></p> <p>1 18:30頃 本人は業務を終え帰宅するため会社を出発した。</p> <p>2 20:00頃 本人は徒歩で自宅へ向かう途中、当該交差点に差し掛かった。</p> <p>3 本人は、歩行者信号が変わったことを確認し、横断歩道を横断中、後方から右折してきた相手車と接触し転倒した。</p> <p>4 本人は、左手と頸に多少の痛みはあったが、相手方が通報した警察の現場検証に立ち会ったのち、救急病院にて受診し処置を受けた。</p> <p>5 本人は、翌日救急病院の紹介状にて、別の病院を受診のうえ再度検査し、下記の診断結果を受けた。</p> <p><相手方談></p> <p>・接触する直前まで当方の存在に気付かなかった。</p> <p><警察談></p> <p>・現場にブレーキ痕有り</p> <p>・衝突時の速度は約20km/h (推定)</p> <p><会社への連絡></p> <p>・事故発生直後に上長に報告し、現場検証後、病院で受診するよう指示を受けた。</p>
支店	静岡	
営業所	藤枝	
事故 種別	交通	
災害 程度	不休	
年齢	40代	

委託業務を対象とした安全パトロールの実施結果を以下のとおり報告する。

1 パトロール実施結果

各営業所より報告があったパトロール結果を、次の通り報告する。

(1) 静岡電気引込工事センター (パトロール結果 3件)

適用	内容	実施日	実施箇所
指導事項 (指摘・推奨)	・引込線を柱上上げるとき、縁廻し線が変圧器リード線へ接近しそうになつていた。縁廻し線はテープ等で固定していた。誤動作防止のため作業時は閉めていた。計器付近の配線が隠れていた。隣地敷地内の電柱から引込線を新設するため、隣地横断とならないよう監督者が作業者に指示を出していた。	H30.11.27 H30.2.16	静岡
	・隣地敷地内の電柱から引込線を新設するため、隣地横断とならないよう監督者が作業者に指示を出していた。	H29.11.27	
良好事例	・上期に胴綱を肩に掛けて移動するように指導したが、下期は改善されていた。	H30.1.12	静岡
	・監督者は常に作業者(2名)の監視ができる位置に移動し、監視が外れる場合は作業を止めさせていた。	H30.2.16	静岡

(2) 清水電気引込工事センター (パトロール結果 2件)

適用	内容	実施日	実施箇所
良好事例	・低圧手袋・低圧シートを適切に使用している。 ・通いロープを使用しないときは柱上に巻き上げ、公衆保安に努めている。	H30.3.7	清水
	・ガードマンと作業者が運搬し、歩行者の通過中は作業中止して公衆保安に努めている。 ・バックネット移動前に周囲を確認し、細い弱電線についても確認できていた。	H30.3.7	清水

(3) 藤枝電気引込工事センター (パトロール結果 4件)

適用	内容	実施日	実施箇所
良好事例	・昇柱において弱電線をかわすため胴綱を打ち替えた時、補助フックが腰より下の位置となつていた。また、降柱においては2点支持(左足、右手)となつた場面があつた。	H30.1.25	島田
	・先方小柱作業時、建築業者の駐車スペースに高所作業車を設置していた。他者を通行させるときは作業を中断するよう監督者・作業車で運搬を取つていた。	H30.1.24	島田
	・高所作業車での作業中、弱電線とブームが接近した時があつた。当社以外の電線についても十分注意して作業していた。	H30.2.8	藤枝
	・支持点作業時に使用する2段梯子の転倒防止が適切に実施されている。	H30.1.25	島田
良好事例	・引込線取付前に先方小柱の高さを測定し、根入れの確認がされている。	H30.2.8	藤枝
	・セフナイコン・ブランチエーンを使用して作業区域を明確にし、公衆の安全確保に努めていた。	H30.2.8	藤枝
	・柱上側・家屋側相互に連絡を取り合つて作業できている。 ・高所作業車の輪留め、車体アースの使用およびジャッキアップの手順等が適切に実施されている。	H30.2.15	藤枝

(4) 掛川電気引込工事センター (パトロール結果 3件)

適用	内容	実施日	実施箇所
指導事項 (指摘・推奨)	・タフジエボード上に予定表を置いたままとなつていた。個人情報保護のため、鞆の中に入れる等、車外から見えないように配慮していた。	H29.12.6	掛川
	・計器工事の途中に引込線を接続する場合は、短絡防止のため計器の電源側を先に接続していただきたい。	H30.1.30	磐田
良好事例	・100mm ² のDV線を新設する時、3名で協力して電線に傷を付けないように配慮されていた。 ・隠れ配線の計器逆接続を防止するため、送電後に計器回転チエッカーを使用して確認している。	H30.3.19	掛川

(5) 浜松電気引込工事センター (パトロール結果 10件)

適用	内容	実施日	実施箇所
指導事項 (指摘・推奨)	・低圧防護中に監督者が監視を離れていた時があつた。活線作業は重点監視となるため監視を外す場合は作業を止めたい。 ・高所作業車の車体アースが未取付だった。 ・メツセンジャーワイヤー新設中にバックネットの直下へ車両を通行させていた。作業を一時中断させる等の措置をお願いする。 ・計器での電圧確認時、安全アースが未着用だった。 ・高所作業車の操作盤の蓋が開いたままとなつていた。誤動作防止のため作業時は閉めていただきたい。 ・活線作業(防護取付)時、監督者の監視位置が遠かった。 ・監督者は作業者に防護取付箇所・作業位置等を明確に指示し、作業も理解した上で取り組んでいた。 ・セフナイコンと看板の設置、交通誘導員の適切な配置により、作業エリアを明確にして作業できている。 ・監督者は監視に適した位置で監視を行い、低圧防護についてタフナイヤーに指示を行なっていた。	H29.11.14 H29.10.25 H30.2.15 H29.10.25 H30.2.15 H29.11.14 H30.1.25	浜北 浜松 浜北 浜北 浜北
	・メツセンジャーワイヤー取付時、変圧器1次側防護が適切に実施されていた。	H30.1.15	浜松
	・監督者は作業者の監視・指示を徹底できていた。	H30.2.5	浜松
	・作業中は通いロープを柱上に巻き上げ、公衆保安に努めていた。	H29.11.14	浜松
	・セフナイコン・ブランチエーンを使用し、作業区域を明確にしていた。	H30.1.15	浜松
	・作業車、高所作業車の輪留めが適切にされていた。	H30.2.5	浜松
	・カーブした道路の引込線横断作業だったが、ガードマンと作業員が連絡を取り合つて車両の通行に配慮していた。	H30.2.15	浜松
		H30.3.5	浜松
			浜松
			浜松

(6) その他 (パトロール結果集約による指導事項の傾向について)

- ・監督者は施工において作業者のみで無く、歩行者・通行車両といった公衆の安全についても配慮されていた。
- ・車体アース未取付について指導はあつたが、輪留めの活用とジャッキアップ手順については定着を確認した。
- ・低圧手袋、低圧シートの使用については徹底されていた。
- ・電線磨き時、1線ずつ行いその程度の呼称、応答し、確実な作業がされていた。

平成29年度 安全管理基本計画 (最終報告) 【案】

平成29年度 安全管理基本計画

安全ローガン(株)静岡県電気工事協力会(通記事項)
 『安全作業取扱』に基づく、作業責任者(地上含む)の監視・指導の徹底
 および作業者の基本ルールを徹底(災害を撲滅する)

平成29年度の安全管理は、この基本計画に基づき各県協会員において具体的な施策を推進し、作業災害および公衆災害の防止に万全を期する。

- 1 基本計画
 昇降柱訓練・教育訓練、安全パトロールなどを通して、「安全作業必携」等に定められた基本事項の遵守を徹底し、基本に忠実な作業の定着を図るとともに、協会員組織見直しを着実に推進していくことにより、「作業災害(墜落・転落、感電災害) および公衆災害を撲滅する。

2 実施項目

- (1) 基本事項の遵守の徹底
 ○店主・作業責任者は、作業員に対して、作業内容と有資格者を明確にした的確な指示、助言を確実に行う。
 ○共同受注契約に基づく昇降柱訓練・教育訓練は、実現場作業および災害事例に基づいた訓練カリキュラムを反映するとともに、所定の回数・時間での実施および受講を徹底する。
 ○安全パトロールは、計画的に実施するとともに、重点事項の指摘を受けた作業員に対する確実かつ継続的フィードバックにより改善状況を確認する。
- (2) 協会員組織見直しの着実な推進
 ○引込工事センターの直営強施工能力を整備し組織全体の安全施工体制を推進するとともに、工事店、個人の技能レベルに合わせた施工範囲の遵守を図る。
 ○訓練主催者・パトロール者の意識改革(契約上の責務、教育訓練・安全パトロールの意義を再認識)を図る。

3 具体的な内容 (1) 諸施策の展開	実施事項	徹底内容
有資格者(施工区分)による委託作業への従事の徹底		<ul style="list-style-type: none"> ◆店主・作業責任者による作業員への作業内容と有資格者を明確にした作業指示の徹底 ◆委託工事に従事する作業員に変更があった場合には、速やかに中部電力へ届け出るとともに、昇降柱訓練・教育訓練を受講したうえで従事させる旨の徹底 ◆「安全作業標準(柱上作業)」、「訓練プログラムシミュレーション」、「災害事例集」(災害事例集)を活用した無墜落柱上安全帯の確実使用の徹底 ◆補助フック取付位置(取付できる箇所、できない箇所)、安全名称の確実実施の徹底 ◆移動時、被電前における補助脚綱の確実使用の徹底 ◆引込線工事2名以上の実施(監視者の設置)の徹底 ◆「安全作業標準(柱上作業 計器作業)」を活用した保護具の確実使用の徹底 ◆チームイベント、弱電、メッセベンチャーワイヤーを含めた換電の確実実施の徹底 ◆店主・作業責任者による「無墜落柱上安全帯」の定期点検実施の徹底 ◆教育訓練時における安全帯D帯付近のチェック ◆店主による安全作業必携「第2章 作業責任者の任務」の内容の徹底
作業災害		<ul style="list-style-type: none"> ◆無墜落柱上安全帯の確実使用と基本動作の徹底 ◆保護具・防具の確実使用の徹底 ◆換電の確実実施の徹底 ◆安全帯D帯付近への本フック取付時に鉛直しやすし、物等の装着禁止の徹底 ◆低圧直線(接続)作業時における監督等の作業責任者の任務の徹底

進捗状況または実施結果

- 1 基本計画について
 昇降柱訓練・教育訓練、安全パトロールを通して「安全作業必携」等に定められている基本事項の根拠や背景を理解させるよう店主および作業責任者に対して教育・指導した。また、安全は誰にも忠実な作業から構築されることを各電気引込工事センター(以下「センター」という。)の役員が自覚し、技能訓練も参加した作業員へ中部電力の協力を得ながら周知、指導を行なった。詳細に関しては下記を参照
- 2 実施項目
 (1) 基本事項の遵守の徹底について
 ・作業責任者が作業員に対し、作業内容を明確にした的確な指示、助言を実施しているがパトロールにて確認をした。昇降柱訓練および教育訓練は、災害事例(災害事例)を教訓とし学習課題に即した内容のかりキュラムを作成し実施した。
 ・安全パトロールを計画的に実施し、指摘事項については、現場にて改善されているか確認をした。
 (2) 協会員組織見直しの着実な推進について
 ・各協会員工事店の施工レベルに対する従事者ラック、工事店ラック毎の技能訓練を実施した。各センターが実施した詳細は以下の通り。

実施センター	実施日	対象ラック	実施内容
静岡センター	・11/14, 15, 16 ・2/8, 15 (能力教育)	・全ラック対象 (122名)	・昇降柱訓練、進いロープの取り扱い、安全教育、過去災害(墜落)に関する検討会
清水センター	・9/13, 14, 15 ・11/29	・ラック更新者対象 ・ラック新規取得者 ・補充教育対象者 (17名)	・昇降柱訓練、機軸及びからズターへの取替 ・引込線3.20W新設、計器取付
藤枝センター	・4/7 ・4/11 ・10/17 (南穂町) ・11/2 (島田) ・11/26 (藤枝) ・12/6 (徳津)	・ラック更新者対象 ・ラック新規取得者	・活線での計器取替 ・昇降柱訓練および引込線機軸対応(仮設機軸) ・ラックアップ者は上記に加え新設・撤去 ・低圧訓練センターの設置箇所・取付手順の確認 ・Bシリーズ3回の確認
掛川センター	・10/20-11/21(にか) けて15日実施	・全ラック対象 ・昇降柱訓練 185名 ・安全教育 267名	・計器取付・撤去 ・昇降柱訓練(3名1組により引込線(22mm)の掛り降ろし・監督、地上者の監督訓練を含む) ・安全教育(災害事例集か・KYT)
浜松センター	・1/22, 23, 26 ・2/2, 6, 14	・従事者ラックa、b ・監督、地上 ・初心者	・実技:昇降柱訓練、引込線機軸、低圧計器作業(素通し計器使用)、高圧計器、引込り柱への梯子固定(地票点検、転倒防止) ・座学:昇柱DVD、関係法令および災害事例周知

3 具体的な内容 (1) 諸施策の展開について	実施事項	徹底内容
有資格者(施工区分)による委託作業への従事の徹底		<ul style="list-style-type: none"> ◆パトロールにて、作業責任者による作業員への作業指示方法と有資格者の確認をした。 ◆従事者ラックに基づく引込・内線工事の付与を徹底させた。 ◆委託作業内容の拡大を求める協力工事店には、ラックアップに必要な、昇降柱訓練・安全教育を計画して工事店ラックおよび従事者ラックの遵守を徹底した。 ◆パトロールにて、作業責任者に対し、作業員に基本動作を遵守させるよう指導を行い徹底を図った。 ◆安全教育(昇降柱訓練を含め)時に、過去の災害事例を基に、無墜落柱上安全帯の使用の徹底と使用状況を確認した。 ◆技能訓練およびパトロール時に一連の動作における安全ポイントを中心に中部電力と協働して指導した。
作業災害		<ul style="list-style-type: none"> ◆無墜落柱上安全帯の確実使用と基本動作の徹底 ◆保護具・防具の確実使用の徹底 ◆換電の確実実施の徹底 ◆安全帯D帯付近への本フック取付時に鉛直しやすし、物等の装着禁止の徹底

・技能訓練に必要な工具・備品上げ靴を持参しない工事店が見受けられた。
 ・安全教育の資料作成(内容)に苦慮している。訓練用の課題として工事店に配布できる問題がある点が良い。

反省および今後の課題

梯子・開立の確実な固定の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆「安全作業票準(梯子・開立使用時)」、「訓練プログラムシート」の災害事例(災害事例集)を活用した現場状況に応じた固定方法の選択と実施の徹底 ◆作業用梯子「改良型」(適合金具類品)の積極的な活用 ◆使用前の作業範囲設置および緊急停止装置などの動作確認の徹底 ◆訓練プログラムシート、安全作業票準を活用したアトリガーの確実な張出・固定・収納、輸止め等の確実な使用、車両のギヤ(変速機)の中立状態確認の徹底 ◆高所作業車の配置状態・作業状態の作業監督者の指示・監強の徹底
高所作業車の的確な使用の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆安全作業票準「第2章 作業責任者の任務」の熟読および徹底 ◆柱上作業に対する「ロー・ストッパ」の取付の徹底 ◆高所作業車搭載時の安全帯(胴綱)の使用の徹底 ◆高所作業車の配置状態・作業状態の作業監督者の指示・監強の徹底
柱上作業における作業責任者の任務の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆安全作業票準「第2章 作業責任者の任務」の熟読および徹底 ◆柱上作業に対する「ロー・ストッパ」の取付の徹底 ◆高所作業車(アトリガー下含む)および柱下のセーフティコーン・アラーム等の併用による作業区域の適正確保の徹底
作業区域内への公衆の進入防止を目的とした標識類の設置の徹底	◆安全教育用ビデオなどを活用した「作業責任者の任務」の重要性等の徹底
法令遵守の徹底	◆店主による安全作業票準「第10章 災害報告と災害防止対策」の内容の徹底
災害ならびに施工不完全事故発生時の速やかな報告の徹底	

(2) 実現場作業に則した昇降柱訓練・教育訓練の実施

- ◆共同受注契約に基づく昇降柱訓練・教育訓練の確実な実施および受講(1回/毎年、所定の期間で開催)
- ◆協力工事店C(計器)への教育訓練についても、全てを対象に1回/毎年開催する。
- ◆「安全作業票準」、「訓練プログラムシート」および災害事例(災害事例集)を活用した基本事項の徹底
- ◆表現場作業および災害事例に基づいた訓練カリキュラムの充実(引込線の接続、保護具・防具の取付、梯子の固定、高所作業車の設置・作業区域確保等)
- ◆昇降柱訓練においては、待機時間等を有効活用する。
- ◆高所作業車の設置ではビデオ(長野県電気工事協力会作成)やDVD(メーカー作成)を活用する。
- ◆従業者名簿による受講対象者(引込線・計器作業従事者)の確実な確認
- ◆訓練主催者は、訓練中の災害・事故等の可能性を考慮し、訓練受講者への傷害保険の適用について検討する。

(3) 安全パトロールの効果的な展開

- ◆規定回数を実施した実施計画の策定
- ◆安全パトロール票を活用した安全パトロールの実施
- ◆安全パトロール指摘事項を有効活用した指摘事項の定量的把握・分析
- ◆直近の昇降柱訓練・教育訓練、再パトロールによる重点事項の指摘を受けた作業員に対する確実かつ継続的なフォローの実施
- ◆平成29年度は、パトロールの最重要項目として「高所作業車での安全作業・作業区域確保(チェック項目No.63として追加)」、「安全帯・胴綱の使用状況」、「作業責任者の指示・監強」を設定
- ◆最重要項目については、パトロール者が特に意識してチェックし、問題が確認された場合には「作業を中断させてその場で指導する」などにより安全意識向上を徹底する。

(4) 協力会組織見直しの着実な推進

- ◆引込工事センターの直営班施工能力の整備
- ◆安全措置を要する引込線工事の引込工事センター直営班での施工の推進
- ◆工事店、個人の技能ラソングに応じた施工範囲の遵守
- ◆訓練主催者、パトロール者の意識改革による教育訓練、安全パトロールの充実化
- ◆異協力が会または引込工事センターは、パトロールにおける指摘状況や災害事例等を踏まえて安全ローカンを作成するなどにより、意識改革を図る。なお、電力は引き続き教育訓練、安全パトロールに協力する。

補助フック取付位置(取付できる箇所・できない箇所)	<ul style="list-style-type: none"> ・安全可伸・芯管の変更 ・移動時、検電前における補助胴綱の確実使用 ・アームタイマン、弱電、メソセンジャーワイヤー接地実施 ・昇柱梯子の固定方法と実施 ・保護具、防具の使用前点検を含めた確実使用 ・作業責任者による活線作業中の監視位置、指摘ポイント
梯子・開立の確実な固定の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆安全教育(昇降柱訓練を含め)時に、過去の災害事例を基に、高所作業車の適正な取扱いを周知し、アトリガーの確実な張出・固定・収納、輸止め等の確実な使用について確認、指導した。 ◆パトロールにて、一部高所作業車の使用について不適切な行為(緊急停止装置の動作確認未実施、輸留めがタイマンに密着している)、車体ブーム未使用)があったため指導を行なった。 ◆パトロールにて、柱上作業員に対する「ロー・ストッパ」の実施を確認した。 ◆教育訓練(昇降柱訓練を含め)およびパトロール時に安全必携による作業責任者の任務について確認した。 ◆パトロールにて、公衆保安の確保が適切に行われていることを確認した。 ◆道路強断の引込線新設時、ガードマンの適正配置による通行止め作業が行われていることを確認した。
柱上作業における作業責任者の任務の徹底	◆安全教育資料などを活用した「作業責任者の任務」の重要性等の徹底を図った。
作業区域内への公衆の進入防止を目的とした標識類の設置の徹底	◆店主による安全作業票準「第10章 災害報告と災害防止対策」の内容の徹底を図った。
法令遵守の徹底	
災害ならびに施工不完全事故発生時の速やかな報告の徹底	

・高所作業車の設置については全センターが技能訓練を通じ、過去の災害事例(平成26年度長野支店)を教訓に指導を行なっている。そのため、直営班を対象とした安全パトロールにおいても指摘事項が無いことを確認した。今後もすべての協力会員に定着するまで繰り返して指導していく。

(2) 実現場作業に則した昇降柱訓練・教育訓練の実施について

- ◆昇降柱訓練・教育訓練の実施について、下記のとおり実施した。
- ◆共同受注契約に基づく昇降柱訓練・教育訓練は上記項目2の教育訓練にて実施した。
- ◆「安全作業票準」、「作業手順書」、「訓練プログラムシート」、過去の災害事例を活用し、基本事項の徹底・作業手順確認を実施した。
- ◆作業手順書・過去の災害事例を活用し、実現場作業に則した内容で上記項目2の教育訓練にて実施した。
- ◆従業者名簿および認定書にて受講者のラソングの確認を実施した。

(3) 安全パトロールの効果的な展開について

- ◆安全パトロールの実施結果は別紙参照。
- ◆安全パトロール票を活用し安全パトロールを実施し、内容についても作業状況および指導内容が明確に分かるように下記コメント欄へ記載した。
- ◆安全パトロールの指摘事項について集約し、指摘事項の内容把握の分析を実施した。(別紙参照)
- ◆安全パトロール票は、指摘事項を集約して各センターから直営班へ配布し、作業員全員への周知徹底と次回パトロール時に、作業員への意識、知識確認を実施した。
- ◆過去の災害に引いて再周知するとともに、安全パトロールにおいて過去の災害に対し再発防止策等を実施するように指導した。
- ◆安全パトロールにおいて、パトロール者が特に重点項目に対し確認し、問題が確認された場合には作業を中断させてその場で厳しく指導を実施した。

(4) 協力会組織見直しの着実な推進について

- ◆平成28年度から全センターにおいて、引込線点検改修伝票を受注することとなり、直営班の施工能力整備を実施した。結果、センター間で工事数の融通を行なったが、引込線点検改修伝票の目標工事数は達成できた。
- ◆新規建設引込線・内線工事については、引込工事センター直営班で施工するよう受注した。
- ◆昇柱訓練、安全教育を通じて、工事店、個人の技能ラソングに応じた施工範囲の遵守するよう指導した。
- ◆各センター主導で技能訓練や安全パトロールを実施した。また、中部電力による安全パトロールで指摘事項、推奨事項をいただくことで、安全・品質の向上を図った。

・パトロールにて、最重要項目に対しては、問題が確認された場合に、作業を中断させてその場で指導することにより、監督者・作業員に対し安全意識向上を図ることができた。

安全スローガン(株)静岡県電気工事協力会追記事項
『安全作業必携』に基づく、作業責任者(地上含め)の監視・指導の徹底
および作業者の基本ルールを徹底し災害を撲滅する

平成29年度の安全管理は、この基本計画に基づき各県協力会において具体的な施策を推進し、作業災害および公衆災害の防止に万全を期する。

- 1 基本計画
昇降柱訓練・教育訓練、安全パトロールなどを通して、「安全作業必携」等に定められた基本事項の遵守を徹底し、基本に忠実な作業の定着を図るとともに、協力会組織見直しを着実に推進していくことにより、作業災害（墜落・転落、感電災害）および公衆災害を撲滅する。

2 実施項目

- (1) 基本事項の遵守の徹底
○店主・作業責任者は、作業者に対して、作業内容と有資格者を明確にした的確な指示、助言を確実に行う。
○共同受注契約に基づく昇降柱訓練・教育訓練は、実現場作業および災害事例に基づいた訓練カリキュラムを反映するとともに、所定の回数・時間での実施および受講を徹底する。
○安全パトロールは、計画的に実施するとともに、重点事項の指摘を受けた作業者に対する確実かつ継続的なフォローにより改善状況を確認する。
(2) 協力会組織見直しの着実な推進
○引込工事センターの直営班施工能力を整備し組織全体の安全施工体制を推進するとともに、工事店、個人の技能レベルに応じた施工範囲の遵守を図る。
○訓練主催者・パトロール者の意識改革（契約元の責務、教育訓練・安全パトロールの意義を再認識）を図る。

3 具体的な内容 (1) 諸施策の展開	実施事項	徹底内容
有資格者（施工区分）による委託作業への従事の徹底	◆店主・作業責任者による作業内容と有資格者を明確にした作業指示の徹底 ◆委託工事に従事する作業者に変更があった場合には、速やかに中部電カへ届け出るとともに、昇降柱訓練・教育訓練を受講したうえで従事させる旨の徹底	◆「安全作業標準（住上作業）」、「訓練プログラムシート」、「災害事例集」（災害事例集）を活用した無墜落柱上安全帯の確実使用の徹底 ◆補助フック取付位置（取付できる箇所・できない箇所）、安全呼称の確実実施の徹底 ◆移動時、放電前における補助脚綱の確実使用の徹底 ◆引込線工事2名以上の実施（監視者の設置）の徹底 ◆「安全作業標準（住上作業・計器作業）」を活用した保護具の確実使用の徹底 ◆アームタイバンド、弱電、メツセンジャーワイヤーを含めた換電の確実実施の徹底
無墜落柱上安全帯の確実使用と基本動作の徹底	◆補助フック取付位置（取付できる箇所・できない箇所）、安全呼称の確実実施の徹底 ◆移動時、放電前における補助脚綱の確実使用の徹底 ◆引込線工事2名以上の実施（監視者の設置）の徹底	◆「安全作業標準（住上作業）」、「訓練プログラムシート」、「災害事例集」（災害事例集）を活用した無墜落柱上安全帯の確実使用の徹底 ◆補助フック取付位置（取付できる箇所・できない箇所）、安全呼称の確実実施の徹底 ◆移動時、放電前における補助脚綱の確実使用の徹底 ◆引込線工事2名以上の実施（監視者の設置）の徹底
保護具・防具の確実使用の徹底	◆「安全作業標準（住上作業・計器作業）」を活用した保護具の確実使用の徹底	◆「安全作業標準（住上作業・計器作業）」を活用した保護具の確実使用の徹底
換電の確実実施の徹底	◆アームタイバンド、弱電、メツセンジャーワイヤーを含めた換電の確実実施の徹底	◆アームタイバンド、弱電、メツセンジャーワイヤーを含めた換電の確実実施の徹底
安全帯D環付近への本フック取付時に鈍覚しやすし、物等の装着禁止の徹底	◆店主・作業責任者による「無墜落柱上安全帯」の定期点検実施の徹底 ◆教育訓練時における安全帯D環付近のチェック	◆店主・作業責任者による「無墜落柱上安全帯」の定期点検実施の徹底 ◆教育訓練時における安全帯D環付近のチェック
低圧活線（接近）作業時における監督等の作業責任者の任務の徹底	◆店主による安全作業必携（第2章 作業責任者の任務）の内容の徹底 ◆「安全作業標準（梯子・脚立使用時）」、「訓練プログラムシート」、災害事例（災害事例集）を活用した現場状況に応じた固定方法の選択と実施の徹底	◆店主による安全作業必携（第2章 作業責任者の任務）の内容の徹底 ◆「安全作業標準（梯子・脚立使用時）」、「訓練プログラムシート」、災害事例（災害事例集）を活用した現場状況に応じた固定方法の選択と実施の徹底
梯子・脚立の確実な固定の徹底	◆作業用梯子【改良型】（連合会推奨品）の積極的活用の徹底	◆作業用梯子【改良型】（連合会推奨品）の積極的活用の徹底

安全スローガン(株)静岡県電気工事協力会追記事項
『安全作業必携』における作業責任者・作業者の任務をそれぞれ果たし、感電をゼロとする作業災害を撲滅する。

平成30年度の安全管理は、この基本計画に基づき各県協力会において具体的な施策を推進し、作業災害および公衆災害の防止に万全を期する。

- 1 基本計画
昇降柱訓練・教育訓練、安全パトロールなどを通して、「安全作業必携」等に定められた基本事項の遵守を徹底し、基本に忠実な作業の定着を図るとともに、協力会組織見直しを着実に推進していくことにより、作業災害（墜落・転落、感電災害）および公衆災害を撲滅する。

2 実施項目

- (1) 基本事項の遵守の徹底
○店主・作業責任者は、作業者に対して、作業内容と有資格者を明確にした的確な指示、助言を確実に行う。
○共同受注契約に基づく昇降柱訓練・教育訓練は、実現場作業および災害事例に基づいた訓練カリキュラムを反映するとともに、所定の回数・時間での実施および受講を徹底する。
○安全パトロールは、計画的に実施するとともに、重点事項の指摘を受けた作業者に対する確実かつ継続的なフォローにより改善状況を確認する。
(2) 協力会組織見直しの着実な推進
○引込工事センターの直営班施工能力を整備し組織全体の安全施工体制を推進するとともに、工事店、個人の技能レベルに応じた施工範囲の遵守を図る。
○訓練主催者・パトロール者の意識改革（契約元の責務、教育訓練・安全パトロールの意義を再認識）を図る。

3 具体的な内容 (1) 諸施策の展開	実施事項	徹底内容
有資格者（施工区分）による委託作業への従事の徹底	◆店主・作業責任者による作業内容と有資格者を明確にした作業指示の徹底 ◆委託工事に従事する作業者に変更があった場合には、速やかに中部電カへ届け出るとともに、昇降柱訓練・教育訓練を受講したうえで従事させる旨の徹底	◆「安全作業標準（住上作業）」、「訓練プログラムシート」、「災害事例集」（災害事例集）を活用した無墜落柱上安全帯の確実使用の徹底 ◆補助フック取付位置（取付できる箇所・できない箇所）、安全呼称の確実実施の徹底 ◆移動時、放電前における補助脚綱の確実使用の徹底 ◆引込線工事2名以上の実施（監視者の設置）の徹底 ◆「安全作業標準（住上作業・計器作業）」を活用した保護具の確実使用の徹底 ◆アームタイバンド、弱電、メツセンジャーワイヤーを含めた換電の確実実施の徹底
無墜落柱上安全帯の確実使用と基本動作の徹底	◆補助フック取付位置（取付できる箇所・できない箇所）、安全呼称の確実実施の徹底 ◆移動時、放電前における補助脚綱の確実使用の徹底 ◆引込線工事2名以上の実施（監視者の設置）の徹底	◆「安全作業標準（住上作業）」、「訓練プログラムシート」、「災害事例集」（災害事例集）を活用した無墜落柱上安全帯の確実使用の徹底 ◆補助フック取付位置（取付できる箇所・できない箇所）、安全呼称の確実実施の徹底 ◆移動時、放電前における補助脚綱の確実使用の徹底 ◆引込線工事2名以上の実施（監視者の設置）の徹底
保護具・防具の確実使用の徹底	◆「安全作業標準（住上作業・計器作業）」を活用した保護具の確実使用の徹底	◆「安全作業標準（住上作業・計器作業）」を活用した保護具の確実使用の徹底
換電の確実実施の徹底	◆アームタイバンド、弱電、メツセンジャーワイヤーを含めた換電の確実実施の徹底	◆アームタイバンド、弱電、メツセンジャーワイヤーを含めた換電の確実実施の徹底
安全帯D環付近への本フック取付時に鈍覚しやすし、物等の装着禁止の徹底	◆店主・作業責任者による「無墜落柱上安全帯」の定期点検実施の徹底 ◆教育訓練時における安全帯D環付近のチェック	◆店主・作業責任者による「無墜落柱上安全帯」の定期点検実施の徹底 ◆教育訓練時における安全帯D環付近のチェック
低圧活線（接近）作業時における監督等の作業責任者の任務の徹底	◆店主による安全作業必携（第2章 作業責任者の任務）の内容の徹底 ◆「安全作業標準（梯子・脚立使用時）」、「訓練プログラムシート」、災害事例（災害事例集）を活用した現場状況に応じた固定方法の選択と実施の徹底	◆店主による安全作業必携（第2章 作業責任者の任務）の内容の徹底 ◆「安全作業標準（梯子・脚立使用時）」、「訓練プログラムシート」、災害事例（災害事例集）を活用した現場状況に応じた固定方法の選択と実施の徹底
梯子・脚立の確実な固定の徹底	◆作業用梯子【改良型】（連合会推奨品）の積極的活用の徹底	◆作業用梯子【改良型】（連合会推奨品）の積極的活用の徹底

注)「赤字(コソック体)」は、平成29年度と対比して、表現等を追記・修正した箇所または、(株)静岡県電気工事協力会として取組む事項を示す。

平成26年より「災害事例集」を配付したため追記する。

平成25年度の墜落死亡災害を踏まえ追記する。

平成25年度の墜落死亡災害を踏まえ追記する。

平成26年より「災害事例集」を配付したため追記する。

高所作業車の的確な使用の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆使用前の作業範囲規制装置および緊急停止装置などの動作確認の徹底 ◆訓練プログラムシミュレーション、安全作業必携を活用したアトラリカーの確実な操出・固定・収納、停止めの確実な使用、車両のギア（変速機）の中立ち状態確認の徹底 ◆高所作業車搭乗時の安全带（肩綱）使用の徹底 ◆高所作業車の配置状態・作業状態の作業監督者の指示・監視の徹底 ◆安全作業必携「第2章 作業責任者の任務」の熟読および徹底 ◆柱上作業者に対する「ユー・ストップ」の取付の徹底
公共災害	<ul style="list-style-type: none"> ◆柱上作業における作業責任者の任務の徹底 ◆作業区域内への公衆の進入防止を目的とした標識等の設置の徹底 ◆高所作業車（ブーム下含む）および柱直下のセーフティーコーン・プラチチーン等の併用による作業区域の適正確保の徹底
法令遵守の徹底	◆安全教育用ビデオなどを活用した「作業責任者の任務」の重要性等の徹底
災害ならびに施工不完全事故発生時の速やかな報告の徹底	◆店主による安全作業必携「第10章 災害報告と災害防止対策」の内容の徹底

高所作業車の的確な使用の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆使用前の作業範囲規制装置および緊急停止装置などの動作確認の徹底 ◆訓練プログラムシミュレーション、安全作業必携を活用したアトラリカーの確実な操出・固定・収納、停止めの確実な使用、車両のギア（変速機）の中立ち状態確認の徹底 ◆高所作業車搭乗時の安全带（肩綱）使用の徹底 ◆安全作業必携「第2章 作業責任者の任務」の熟読および徹底 ◆柱上作業者に対する「ユー・ストップ」の取付の徹底
公共災害	<ul style="list-style-type: none"> ◆柱上作業における作業責任者の任務の徹底 ◆作業区域内への公衆の進入防止を目的とした標識等の設置の徹底 ◆高所作業車（ブーム下含む）および柱直下のセーフティーコーン・プラチチーン等の併用による作業区域の適正確保の徹底
法令遵守の徹底	◆安全教育用ビデオなどを活用した「作業責任者の任務」の重要性等の徹底
災害ならびに施工不完全事故発生時の速やかな報告の徹底	◆店主による安全作業必携「第10章 災害報告と災害防止対策」の内容の徹底

- (2) 実現場作業に則した昇降柱訓練・教育訓練の実施
- ◆共同受注契約に基づく昇降柱訓練・教育訓練の確実な実施および受講（1回/毎年、所定の時間で開催）
 - *協力工事店C（計器）への教育訓練についても、全てを対象に1回/毎年開催する。
 - ◆「安全作業必携」、「安全作業標準」、「訓練プログラムシミュレーション」および災害事例（災害事例集）を活用した基本事項の徹底
 - ◆実現場作業および災害事例に基づいた訓練カリキュラムの充実（引込線の接続、保護具・防具の取付、梯子の固定、高所作業車の設置・作業区域確保 等）
 - *昇降柱訓練においては、待機時間等を有効活用する。
 - *高所作業車の設置ではビデオ（長野県電気工事協力会作成）やDVD（メーカー作成）を活用する。
 - *従業員名簿による受講対象者（引込線・計器作業従事者）の確実な確認
 - *訓練主催者は、訓練中の災害・事故等の可能性を考慮し、訓練受講者への傷害保険の適用について検討する。

- (2) 実現場作業に則した昇降柱訓練・教育訓練の実施
- ◆共同受注契約に基づく昇降柱訓練・教育訓練の確実な実施および受講（1回/毎年、所定の時間で開催）
 - *協力工事店C（計器）への教育訓練についても、全てを対象に1回/毎年開催する。
 - ◆「安全作業必携」、「安全作業標準」、「訓練プログラムシミュレーション」および災害事例（災害事例集）を活用した基本事項の徹底
 - ◆実現場作業および災害事例に基づいた訓練カリキュラムの充実（引込線の接続、保護具・防具の取付、梯子の固定、高所作業車の設置・作業区域確保 等）
 - *昇降柱訓練においては、待機時間等を有効活用する。
 - *高所作業車の設置ではビデオ（長野県電気工事協力会作成）やDVD（メーカー作成）を活用する。
 - *従業員名簿による受講対象者（引込線・計器作業従事者）の確実な確認
 - *訓練主催者は、訓練中の災害・事故等の可能性を考慮し、訓練受講者への傷害保険の適用について検討する。

- (3) 安全パトロールの効果的な展開
- ◆規定回数を考慮した実施計画の策定
 - ◆安全パトロール票を活用した安全パトロールの実施
 - ◆安全パトロール指摘事項候補票を活用した指摘事項の定量的把握・分析
 - ◆直近の昇降柱訓練・教育訓練、再パトロールによる重点事項の指摘を受けた作業者に対する確実かつ継続的なフォローの実施
 - ◆同種災害撲滅に向けた再発防止策等の共有化情報の水平展開

- (3) 安全パトロールの効果的な展開
- ◆規定回数を考慮した実施計画の策定
 - ◆安全パトロール票を活用した安全パトロールの実施
 - ◆安全パトロール指摘事項候補票を活用した指摘事項の定量的把握・分析
 - ◆直近の昇降柱訓練・教育訓練、再パトロールによる重点事項の指摘を受けた作業者に対する確実かつ継続的なフォローの実施
 - ◆同種災害撲滅に向けた再発防止策等の共有化情報の水平展開

- (4) 協働組織見直しの着実な推進
- ◆引込工事センターの運営班施工能力の整備
 - ◆安全措置を要する引込線工事の引込工事センター直営班での施工の推進
 - ◆工事店、個人の技能アップに応じた施工範囲の遵守
 - ◆訓練主催者、パトロール者の意識改革による教育訓練、安全パトロールの充実化
- *異協働会または引込工事センターは、パトロールにおける指摘状況や災害事例等を踏まえて安全スローガンを作成するなどにより、意識改革を図る。なお、電力は引き続き教育訓練、安全パトロールに協力する。

- (4) 協働組織見直しの着実な推進
- ◆引込工事センターの運営班施工能力の整備
 - ◆安全措置を要する引込線工事の引込工事センター直営班での施工の推進
 - ◆工事店、個人の技能アップに応じた施工範囲の遵守
 - ◆訓練主催者、パトロール者の意識改革による教育訓練、安全パトロールの充実化
- *異協働会または引込工事センターは、パトロールにおける指摘状況や災害事例等を踏まえて安全スローガンを作成するなどにより、意識改革を図る。なお、電力は引き続き教育訓練、安全パトロールに協力する。

平成26年より「災害事例集」を配付したため追記する。

以上

【参考情報】

部・所長	発生部署長 ○○○○
------	---------------

災害種別 請負災害	態様別 墜落
所属・発注部署 【発注部署】○○営業所 配電建設課 【請負会社】○○○○	氏名 年齢 性別 ○○○○ 40代 男
発生日時・天候 平成30年3月5日(月) 14:22頃 雨	発生場所 岐阜県○○○○○○ 地内
発生状況 1 13:00頃 被災者(現場責任者)および作業員2名は、不要共架ケーブル撤去作業に従事した。 2 被災者および作業員2名は、他社設備の当該木柱(7m)(以下、木柱という)に昇柱して作業するため、地際をモンキースパナで打音確認し異常がないことと、普通支線が施設されていることから倒壊の恐れはないと判断し、作業を開始した。 3 作業員は、木柱に昇柱し共架ケーブルを撤去した。共架引込線撤去作業については雨天のため中止して降柱した。 4 被災者は、木柱トップの共架引込線留金具確認するため、木柱に昇柱をはじめた。 5 14:22頃 被災者は、木柱のトップまで昇柱したところ木柱が南西方向に倒壊した。 6 作業員は木柱が倒壊しその横で被災者が倒れていることを発見した。 7 作業員は救急車を要請し、被災者は県立○○○○病院に搬送された。	現場写真   【当日の服装】 作業服上下、保安帽、安全靴、皮手袋 雨具、安全带

災害の程度等

当 方	程度 軽傷	死傷病名 耳介挫滅創 左頬骨弓骨折	休業 確認中	治療 確認中
-----	-------	----------------------	-----------	-----------